

# 医療情報標準化推進協議会会則

## 第1章 名 称

(名 称)

第1条 本会の名称を医療情報標準化推進協議会（以下本会と略記する）とする。またその略称を HELICS 協議会とする。

(事務所)

第2条 本会は、東京都に事務所を置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、保健医療福祉情報システムで扱う情報（患者情報を含む）を電子的に交換するための方法、コードを含む記述形式、保存形式などについて、策定、維持管理、普及などの標準化に関する団体間での一貫性のある活動を実現するために、標準化の方針と内容について協議を行う。同時に利用目的ごとに採択すべき標準規格を推奨し、その利用のための指針を示す。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 標準規格の採択：申請のあった標準案について、他の内外の規格との整合性、一貫性、また当該標準案の完成度、維持体制などについて審議し、目的ごとに使用すべき標準規格を採択し、「医療情報標準化指針」として認定する。
- (2) 情報の提供：標準化の推進のための情報として「医療情報標準化レポート」を提供する。
- (3) 各団体との協議：必要に応じて、標準化活動を行っている団体に対して、適切な助言を行う。
- (4) 国際活動への支援：国際的な標準化活動において、日本固有の規格の提案、他の規格との調整などにつき、協議の上支援を行う。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な業務を行う。

### 第3章 会 員

#### (会 員)

- 第5条 本会の会員は、幹事会員、正会員および個人会員とする。
- 2 本会設立時の会員を幹事会員とする。
  - 3 正会員は、標準の策定、維持管理、普及等の標準化活動を行っている団体とする。正会員は、総会の承認を経て幹事会員となることができる。
  - 4 個人会員は、標準化活動に関心のある個人とする。

#### (入 会)

- 第6条 標準を策定、維持管理、普及等の標準化活動を行う団体は、本会が定める手続きを経て本会の会員となることができる。
- 2 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (退 会)

- 第7条 本会の会員で本会を退会しようとするものは、所定の退会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (除 名)

- 第8条 本会の会員で次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認を得てこれを除名することができる。
- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
  - (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。
  - (3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき。

#### (権利と義務)

- 第9条 会員は、総会に出席して議決権を行使し、本会の業務に対して意見を述べることができる。ただし、個人会員は議決権を有しない。
- 2 会員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会が定めた「医療情報標準化指針」、「医療情報標準化レポート」について、それを普及するために、適切な活動を行わなければならない。

#### (会 費)

- 第10条 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

## 第4章 役員

### (役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、監事2名、および幹事会員・正会員が選任する若干名の理事。

2 顧問を置くことができる。

### (役員を選任)

第12条 設立時及び総会で承認された幹事会員（以下幹事会員と称す）、正会員は、会員を代表する理事を選任することができる。

2 幹事会員は4名以内の理事を選任することができる。そのうち1名を、代表権を有する理事として指名することができる。

3 正会員は1名の理事を選任することができる。

4 新たに理事として就任する場合は、総会での承認を得なければならない。

5 会長、副会長は、理事の互選により選出する。

6 監事は幹事会員が推薦し、理事会が指名する。

### (役員職務)

第13条 本会の役員は、下記の各号に示す職務を執行する。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を組織し、事業計画案、収支予算その他会務全般について審議する。

(4) 監事は、本会の業務及び財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。本会の運営に対して適宜意見を述べることができる。議決権は有しない。

(5) 顧問は、随時理事会、総会などに出席して意見を述べるができる。議決権は有しない。

### (役員任期)

第14条 本会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第5章 会 議

### (会議の種別)

第15条 本会の運営のため、総会、理事会、委員会を設ける。

- 2 総会は年1回以上開催し、会長、副会長また幹事会員および正会員の理事、監事から構成され、本会の議決機関とする
- 3 理事会は、幹事会員及び正会員が選出する理事から構成され、本会の職務執行について意見を述べる。
- 4 常設の委員会として、別に定める常設委員会委員選出規則に基づいて選出された標準化委員会及び広報委員会を設置し、本会の職務を執行する。
- 5 必要に応じ理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。委員会は、個人会員を除く会員が選出する委員から構成される。

### (総 会 )

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 会則の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) 会費及び負担金規定
  - (6) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 総会は年1回以上開催し、会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、会長が務める。会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。複数名の副会長がある場合には、予め定められた順位に従って執行する。
  - 4 総会は個人会員を除く会員の2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
  - 5 総会には、オブザーバーとして、関係省庁（総務省、経済産業省、厚生労働省等）に出席を求めることができる。

### (理事会)

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関する事項
  - (2) 本会の運営に関する事項
- 2 理事会は必要に応じて会長が招集し、理事の1/2以上の出席をもって成立する。

- 3 理事会の議長は会長が務める。会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。複数名の副会長がある場合には、予め定められた順位に従って執行する。
- 4 理事会には、オブザーバーとして、関係省庁（総務省、経済産業省、厚生労働省等）に出席を求めることができる。

#### （標準化委員会）

第18条 標準化委員会は以下の事項を執行し、審議し、議決する。

- (1) 医療情報標準化指針の募集と申請の受付。
  - (2) 医療情報標準化指針の審査のため、審査委員会の設置と運営。
  - (3) 医療情報標準化指針採択に関する理事会への答申。
  - (4) 医療情報標準化指針の廃棄に関する審議と理事会への答申。
  - (5) 指針審査のための施策策定とその保守。
  - (6) 医療情報標準化施策の立案と実施。
  - (7) 本会の運営に資する規則類の策定と理事会への答申。
- 2 標準化委員会の委員長は、委員の互選によって選出し、理事会の承認を得て就任する。
  - 3 標準化委員会は委員長が招集し、委員の2/3の出席をもって成立する。
  - 4 標準化委員会の委員の任期は1年とする。再任は妨げない。
  - 5 会議標準化委員会には、オブザーバーとして、関係省庁（総務省、経済産業省、厚生労働省等）に出席を求めることができる。

#### （広報委員会）

第19条 広報委員会は以下の事項を執行し、審議し、議決する。

- (1) 本会の活動レポートの編集と発行。
  - (2) 医療情報標準化指針の普及。
  - (3) 医療情報標準化活動の啓発。
  - (4) 本会の運営に資する情報の収集と会員への提供。
  - (5) 医療情報標準化の普及に資する規則類の策定と理事会への答申。
- 2 広報委員会委員長は、委員の互選によって選出し、理事会の承認を得て就任する。
  - 3 広報委員会は広報委員長が招集し、委員の2/3の出席をもって成立する。
  - 4 標準化委員会の委員の任期は1年とする。再任は妨げない。

- 5 会議には、オブザーバーとして、関係省庁（総務省、経済産業省、厚生労働省等）に出席を求めることができる。

（議決権）

第20条 総会では、個人会員を除く各会員はそれぞれ1票の議決権を有する。

- 2 出席会員の過半数をもって決する。

第21条 理事会では、各理事がそれぞれ1票の議決権を有する。

- 2 出席理事の過半数を持って決する。
- 3 メールによる審議を行うことができる。議決権は各理事がそれぞれ1票の議決権を有し、議決は全員の賛成をもって行う。ただし、回答のない理事は賛成したものと見なす。

第22条 委員会では各委員がそれぞれ1票の議決権を有する。

- 2 出席委員の過半数を持って決する。

## 第6章 医療情報標準化指針の採択

（医療情報標準化指針案の受付）

第23条 事務局は、標準化委員会の施策に従い、医療情報標準化指針の提案を受ける。また、受け付けた提案を登録・管理し、標準化委員会に報告する。

（医療情報標準化指針案の審査）

第24条 標準化委員会は、提案された指針を評価し、審議の是非を理事会に答申する。

- 2 標準化委員会は、理事会で指針の審議を承認された場合は、標準化委員会は必要に応じて審査委員会の設置を含む議決を行う。審査委員会設置を議決した場合は、審査委員会を構成し、審査を付託する。審査委員会の審査は別に定める審査委員会細則に従う。
- 3 標準化委員会は、審査委員会の審査結果を踏まえ、提案された医療情報標準化指針案の指針としての適格性を審議する。

（医療情報標準化指針案の採択）

第25条 標準化委員会は、指針としての適格性の審議結果を理事会に答申する。

- 2 事務局は、答申が理事会で承認された場合、指針として採択されたことを会員に通知し、また当該指針案の提案団体へ通知する。

- 3 標準化委員会は、理事会で意見が出された場合は、その対応を審議する。
- 4 事務局は、標準化委員会の承認に基づき、指針の採択を本会ホームページ上に掲載する。

(医療情報標準化指針の廃棄)

- 第26条 標準化委員会は、適宜指針の評価を行い、存在の意義が消滅したと評価された指針についてはその取り下げに関するパブリックコメントを求める。
- 2 パブリックコメントを審議し、存在意義が消滅したと判断した場合、理事会に廃棄について答申する。
  - 3 理事会で廃棄が妥当と議決された場合、当該指針を廃棄する。
  - 4 事務局は廃棄されたことを、当該指針の提案団体および会員に通知し、ホームページ上に掲載する。

## 第7章 会 計

(予算及び決算)

- 第27条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、次年度総会開催までは前年度予算を基準として執行する。

(会計年度)

- 第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第29条 本会の事務を処理するために事務局をおくことができる。
- 2 事務局機能としては以下のとおりとする。
    - (1) 会員への連絡
    - (2) 会議の開催、運営
    - (3) 外部との連絡窓口
    - (4) 情報の公開

## 附 則

1. 本会則は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

1. この改正会則は、平成17年7月5日から実施する。

附 則

1. この改正会則は、平成18年7月7日から実施する。

附 則

1. この改正会則は、平成20年7月4日から実施する。

附 則

1. この改正会則は、平成23年7月8日から実施する。

附 則

1. この改正会則は、平成28年7月14日から実施する。

細 則

年会費

正会員 5万円 幹事会員 10万円 個人会員 無料

(ただし、個人会員等が総会及び委員会に出席する時は、参加費を支払わなければならない。参加費は、会場費、資料代程度の実費とし別途定める。)